令和3年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和3年3月4日 (木曜日)

議 事 日 程 (1)

令和3年3月4日 午前10時00分開会

日程第1	会期の決定

- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 同意第1号 芦屋町教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第2号 芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部を改正する条 例の制定について
- 第7 議案第3号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第4号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 第9 議案第5号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第6号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第7号 芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 第12 議案第8号 第6次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について
- 第13 議案第9号 町道の路線廃止について
- 第14 議案第10号 町道の路線認定について
- 第15 議案第11号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)
- 第16 議案第12号 令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補 正予算(第1号)
- 第17 議案第13号 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第18 議案第14号 令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第15号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)
- 第20 議案第16号 令和2年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第17号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

第22 議案第18号 令和3年度芦屋町一般会計予算

第23 議案第19号 令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予

第24 議案第20号 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算 第25

第26 議案第22号 令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計予算

第27 議案第23号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計予算

議案第24号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算 第28

第29 議案第25号 令和3年度芦屋町公共下水道事業会計予算

第30 承認第1号 専決処分事項の承認について

第31 承認第2号 専決処分事項の承認について

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子

5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男

10番 小田 武人 11番 川上 誠一 9番 辻本 一夫 12番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理惠

説明のために出席した者の職氏名

町 長 三桝賢二 波多野茂丸 副町長 中西新吾 教育長 モーターボート競走事業管理者 大長光信行 会計管理者 藤永詩乃美 総務課長 松尾徳昭 芦屋港活性化推進室長 水摩秀徳 企画政策課長 池上亮吉 財政課長 佐竹 功 都市整備課長 山下洋二 税務課長 村尾正一 環境住宅課長 井上康治 健康・こども課長 濵村昭敏 住民課長 溝上竜平 福祉課長 吉永博幸 浮田光二 学校教育課長 生涯学習課長 産業観光課長 新開晴浩 本石美香

【 傍 聴 者 数 】 1名

〇議会事務局長 福田 雅代君

おはようございます。

会議に入ります前に、皆様に御報告いたします。

このたび全国町村議会議長会より、町村議会広報全国コンクールの表紙デザイン賞において芦 屋町議会が金賞を受賞しましたので、この場にて広報委員長へ、議長より表彰状並びに記念品を 伝達していただきたいと思います。

それでは、横尾議長、川上広報委員長は演壇前へお進みください。

〇議長 横尾 武志君

表彰状、表紙デザイン賞金賞、福岡県芦屋町議会殿。貴議会広報紙は第35回町村議会広報全 国コンクールにおいて、頭書の成績を修められましたので、よってここにこれを表彰いたします。 令和3年2月9日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。おめでとうございます。

〔拍 手〕

〇議会事務局長 福田 雅代君

以上をもちまして、表彰状伝達式を終わります。

〇議長 横尾 武志君

それでは、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症に関し、芦屋町議会では今定例会においても、引き続き各種の感染 拡大防止策を実施していくこととしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

...........

午前 10 時 02 分開会

〇議長 横尾 武志君

では、会議に入ります。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和3年第1回 芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

〇議長 横尾 武志君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は3月4日から3月16日までの13日間にしたいと思います が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

〇議長 横尾 武志君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、3番、長島議員と9番、 辻本議員を指名しますので、よろしくお願いします。

日程第3. 行政報告について

〇議長 横尾 武志君

次に日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたが、今定例会については書面による報告といたします。 次に日程第4、同意第1号から日程第31、承認第2号までの各議案については、この際一括 議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第1号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、本田幸代氏の任期が令和3年4月7日をもって満了となりますので、森山真奈美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。森山氏は芦屋東小学校の校長を務めるなど本町の教育行政に精通し、人格、識見についても申し分なく適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第1号の芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与支給日を毎月22日へ変更し、パートタイム会計年度任用職員のうち、月額報酬支給者の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を正

規職員と同様のものに改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号の芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町公の施設指定管理者選定委員会において運営状況の評価などができるよう、 所掌事務に「指定管理者に関する事項で町長等が必要と認める事項」を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、引用条文を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号の芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県重度障害者医療費支給制度の改正に伴い、「障害者」の「害」の漢字表記を平仮名表記に変更する等の所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い引用条文を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号の芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の改正に伴い、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号の芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法の一部改正に伴い引用条項を整理する必要が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第8号の第6次芦屋町総合振興計画基本構想の策定につきましては、芦屋町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第9号の町道の路線廃止につきましては、福岡県との道路移管協定に伴い、令和2年度に移管する町道竹並芦屋2号線及び芦屋・水巻線について、町道の路線廃止を求めるものでございます。

議案第10号の町道の路線認定につきましては、町道竹並芦屋2号線及び芦屋・水巻線の一部が移管対象路線であるため路線を廃止し、これに伴う短縮した路線の再認定を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第11号から議案第17号までの令和2年度各会計の補正予算につきましては、各会計と

も年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ3億5,600万円の減額補正を行うものでございます。歳入につきましては、宿泊税交付金を新たに計上したほか、町民税や固定資産税、普通交付税等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しております。歳出につきましては、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

次に当初予算議案でございます。

議案第18号から議案第25号までの令和3年度の各会計の当初予算につきましては、予算編成に当たり行財政改革の精神を踏まえ、経費の削減はもちろん、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第18号の令和3年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額83億600万円で、前年比0.2%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、町税が11億8,764万1,000円、地方交付税が23億1,000万円、国庫支出金が11億4,340万4,000円などとなっております。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は7億円を計上しております。なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を1億7,841万9,000円、競艇収益まちづくり基金の繰入金を2億5,000万円、公共施設等整備基金の繰入金を8,832万2,000円計上しております。歳出の主なものは、民生費では若葉保育所園舎建て替えに対する補助事業費を計上し、土木費では緑ヶ丘団地改修事業費を計上しております。また、消防費では地域情報伝達システム整備工事費を計上しております。このほかに、柏原漁港整備事業費や公園コンクリート遊具整備工事費、鶴松団地中層改修工事費に加え、定住促進奨励金や出産祝金などを計上しております。

議案第19号の令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきましては、歳入歳出総額4億7,879万9,000円で、前年比8.6%減の予算規模となっております。歳入につきましては、中央病院からの公債費負担金及び町債を計上しております。町債は、医療機器分として2,990万円を計上しております。歳出につきましては、中央病院への貸付金及び負担金に加え、公債費4億4,889万9,000円を計上しております。

議案第20号の令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額16億3,051万円で、前年比2.0%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金などを計上しております。歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費給付金などを計上しております。

議案第21号の令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額 2億4,662万2,000円で、前年比2.7%増の予算規模となっております。歳入の主な ものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主な ものは、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

議案第22号の令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額9,834万4,000円で、前年比259.9%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、携帯電話アンテナやテレビ局の定点カメラ設置に伴う借地料等の諸収入及び改修工事に伴う一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、Wi-Fi設置業務委託料及び大浴場等改修工事費などを計上しております。

議案第23号の令和3年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億3,682万8,000円で前年比16.4%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費などを計上しております。

議案第24号の令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は、1,518億4,284万2,000円で前年比30.1%増、収益的支出は1,464億494万9,000円で前年比28.8%増、資本的支出は13億7,643万5,000円で前年比39.5%減の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などを計上しております。収益的支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業などを計上しております。資本的支出の主なものは、本場の施設改良費などを計上しております。

議案第25号の令和3年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は7億1,491万円で前年比0.9%増、収益的支出は7億4,767万8,000円で前年比1.7%減、資本的収入は2億8,225万5,000円で前年比369.2%増、資本的支出は4億8,217万3,000円で前年比75.9%増の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、下水道使用料、長期前受金の戻入れ及び一般会計補助金などを計上しております。収益的支出では、減価償却費、浄化センター等の維持管理費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、企業債元金償還金、処理場・ポンプ場改築工事、人件費などを計上しております。

最後に承認議案でございます。

承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、新型コロナウイルス対策事業等の実施に伴 う一般会計補正予算(専決第4号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したの で、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、新型コロナウイルス対策事業の実施に伴う一般会計補正予算(専決第5号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第1号については人事案件でございますので、この際、質疑、 委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。 ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第1号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打切ります。 次に日程第6、議案第2号についての質疑を許します。松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

議案第2号、芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について質問いたします。

本条例は当該委員会を設置し、町長または教育委員会、まあ町長等ということでその諮問を受けて2つの事務を行うように規定を今までされております。そういった中で、(3)で2号の後に「指定管理者に関する事項で町長等が必要と認める事項」を追加しておりますが、これについて諮問ができるのに、なぜここで本項の事項が追加されたのか理由を求めます。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

追加の理由についてお答えいたします。先ほど議員から御指摘ありましたように、選定委員会 の所掌事務としましては候補者の選定、それと指定の取消しという2点がございました。

今回、追加で上げさせていただいたものの具体的な運営評価といったところになりますけれども、現在、山鹿保育所が指定管理を行っております。この指定管理が5年経過しまして、運営状況は良好であったということであれば、民間に移行することになっております。この評価を公の施設指定管理者選定委員会に行わせるために、今回、第3号を追加した中で運営評価の諮問をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

松岡議員。

〇議員 7番 松岡 泉君

山鹿保育所の今後民間移譲に関しての理由づけで今回こういった第3号を設けたということでありますけれども、この委員会にこの項目を追加することは、規定する上での妥当性について検討はされたのかお伺いいたします。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

この運営評価につきましては、現在行っておりますこの選定委員さんの構成につきまして、評価をするのに妥当であるというふうに判断をしております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございませんか。内海議員。

〇議員 1番 内海 猛年君

議案第2号、公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部改正についてですけども、先ほど 松岡議員のほうからも質疑がございましたように、今回、第2条の第3号に「その他指定管理に 関する事項で町長が必要と認める」という項目を設けられております。指定管理者制度は平成19年に施行され、国のほうでは15年から施行されて芦屋町では選定委員さんが19年に公布されております。そして現在、レジャープール、それから海浜公園、宿舎、それから緑ヶ丘保育所等指定管理をし、またさらに継続もされております。今回、山鹿保育所の指定管理が5年を経過して民間譲渡するという上で、この項目が設けられております。

先ほどの御説明では「評価をするための」ということでございますけど、今まで指定管理を5 年経過し、または3年経過した後には、当然また継続でされているところが何か所かございます よね。その上においての評価はどのようにされていたんでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

内海議員のことにお答えいたします。指定管理者の選定といったところでの評価になろうかと 思います。その場合については、指定継続といった形で同じ指定管理者が選定される場合、それ から公募を行ってその公募の状況によって選定される大きく2種類ありますけれども、いずれの 場合におきましても、評価につきましては施設が適切に運営されているかとか、住民サービスの 向上につながっているかとか、経費の効果的・効率的執行ができているかなどのような点、それ から今後どのような運用を行っていくのか、そういったことについて提案をしていただいた中で、 選定委員会で評価を行って候補者を選定していっておるといった状況になっております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

内海議員。

〇議員 1番 内海 猛年君

この3号にはですね、「町長等が必要と認める」と、要するに大枠が示されているわけですよね。 それで、他市のこの条文を見てみますと明確に、要するに運営状況の評価に関することとうたわれているわけですよ。だから、ほかの部分がいろいろ憶測すれば入るんでしょうけれども、ほかの部分の入る余地がないような形で条文化されています。

それで、今のお話では今後、山鹿のほうに民間譲渡する上での評価ということですけれども、 もし仮に、譲渡が終われば当然この条文はいらなくなると思うんですけども、その辺のその削除 等の分については考えられているんでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

今回追加させていただいた分は、「その他町長が」ということで追加させていただいております。 今、御指摘のとおり、評価の分だけというような形での議案の上程も検討いたしましたけれども、 今後ちょっとどのようなものが出てくるか分かりませんので、一般的なつくり方としまして「そ の他」といったところで、幅広に捉えられるような形での上程をさせていただきました。 以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打切ります。 次に日程第7、議案第3号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打切ります。 次に日程第8、議案第4号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打切ります。 次に日程第9、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打切ります。 次に日程第10、議案第6号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打切ります。 次に日程第11、議案第7号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打切ります。

次に日程第12、議案第8号については連合審査会で審査するため、質疑を省略いたします。 次に日程第13、議案第9号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打切ります。 次に日程第14、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打切ります。

次に日程第15、議案第11号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打切ります。 次に日程第16、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打切ります。 次に日程第17、議案第13号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打切ります。 次に日程第18、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打切ります。 次に日程第19、議案第15号についての質疑を許します。長島議員。

〇議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。議案第15号、令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第2号)について質問させていただきます。

補正予算書9ページ、歳出、1款1項1目一般管理費21節にあります国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者、株式会社グリーンハウスに対する補償補塡及び賠償金、営業補塡(新型コロナウイルス感染症)とありますが、こちらの具体的な内容をお伺いいたします。

〇議長 横尾 武志君

産業観光課長。

〇産業観光課長 浮田 光二君

今、御質問ありました営業補塡の内容について御説明をいたします。この営業補塡につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者であります株式会社グリーンハウスより令和2年10月27日に、令和2年度コロナウイルス感染症拡大におけるマリンテラスあしや運営収支悪化に関する要望書が提出されました。内容につきましては、令和2年4月及び7月以降の収支損失補塡についてとなっております。

要望書の受領後、内部協議、弁護士相談等を行い、先方との協議の結果、要望に対する町の負

担の上限として今回計上させていただいたものでございます。以上です。

〇議長 横尾 武志君

長島議員。

〇議員 3番 長島 毅君

はい、分かりました。

こちらの予算4,493万4,000円、こちらの積算根拠をお伺いいたします。

〇議長 横尾 武志君

産業観光課長。

〇産業観光課長 浮田 光二君

4,493万4,000円の積算根拠ということでお答えしたいと思います。要望の内容につきましては、先ほど御説明した令和2年4月及び7月以降の収支損失補塡となっておりますので、 当該期間中に発令された緊急事態宣言の影響等も踏まえ、対象となる月の収支実績をベースに積 算し、積み上げたものとなっております。

詳細の根拠につきましては、緊急事態宣言が発令された4月、1月につきましてはマイナス収支分の補塡。7月~12月、2月、3月分につきましてはマイナス収支分の50%の補塡。また、レジャープール閉鎖に伴う売店売上げの補塡を加味し、グリーンハウスが国から助成を受ける雇用調整助成金分を減額した金額となっております。なお、今回計上しました4,493万4,00円は3月までの上限額としておりまして、収支が未確定の月につきましては、確定後に実績に基づき計算することといたしております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打切ります。 次に日程第20、議案第16号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打切ります。 次に日程第21、議案第17号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打切ります。

次に日程第22、議案第18号についての質疑を許します。萩原議員。

〇議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。令和3年度福岡県遠賀郡芦屋町一般会計予算についてお尋ねします。ページは57ページをお開きください。14節工事請負費、庁舎玄関前点字ブロック等整備工事費、庁舎1階特定屋外喫煙場所整備工事内容についてお尋ねします。

〇議長 横尾 武志君

財政課長。

〇財政課長 佐竹 功君

それでは、まず点字ブロック等の整備工事について内容を御説明いたします。庁舎に隣接する 国道495号線の歩道に新たに点字ブロックが設置されるとの情報を得ていましたので、それに 合わせる形で、庁舎駐車場内にも新たに点字ブロックを設置するために今回計上いたしたもので ございます。主な内容は、国道495号線の横断歩道付近から庁舎正面入口前のスロープへ誘導 する形で点字ブロックを設置します。これに加えまして、駐車場内にあります巡回バスのバス停 からも同じく正面入口前のスロープへ誘導する形で設置いたします。これに併せまして、安全対 策に必要な車止めや白線の追加等も行う予定です。

以上です。

続きまして、庁舎1階の特定屋外喫煙場所の整備工事について御説明いたします。令和元年の7月1日に、来庁者用として庁舎正面入口付近に設置した特定屋外喫煙場所、現在の喫煙場所なんですが、この機能向上を図るために今回、予算計上しております。主な内容は、まず現在の位置から国道495号線沿いの位置へ移動します。これに加えまして、風よけ効果や横方向への煙の流れを軽減する効果、目隠し効果等も考慮しまして高さ1.8メーター、横3メーター程度のパーティションを設置します。併せて、位置を示す看板や安全対策として防犯カメラも設置予定でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

〇議員 11番 川上 誠一君

政府はデジタル化による行政サービスとシステムの統一・標準化を2025年までに行うと言っています。行政のデジタル化を進めるために複数の自治体の情報システムを集約し、共同利用し、標準化する自治体クラウドの導入を推進しています。芦屋町でもですね、具体的にこういっ

たところがですね、予算に上がってきていますので、それで62ページ、2款総務費、1項総務管理費、13節使用料及び賃借料、使用料の基幹系システムクラウドサービス7, 155万円の説明をお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

基幹系システムクラウドサービス利用料 7,154万4,000円について御説明いたします。 まず基幹系ということですけれども、これは住基とか税とか、システムの根幹をなすところの情報の基幹系という言葉になります。また、クラウドサービスということですけれども、従来型のシステムでいきますと、各自治体が個別に庁舎の中にシステムを持っておりました。それを各自治体が共同でサービスを利用するといったものがクラウドサービスといったものになります。

現在芦屋町は、基幹系システムにつきましては行政システムサービスのシステムを利用しておりまして、5市2町、市は飯塚、直方、大川、うきは、大村。町が芦屋と遠賀。この5市2町でクラウドサービスを利用しております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

川上議員。

〇議員 11番 川上 誠一君

分かりました。

それでは同じく63ページのですね、18節、ふくおか電子自治体共同運営協議センターについての説明と、その下の福岡県自治体セキュリティクラウドの説明をお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

まず1点目、ふくおか電子自治体共同運営協議会共同センター利用負担金です。この上にもございますが、まず、ふくおか電子自治体共同運営協議会といったものが何かということなんですが、これは住民サービスの向上、行政事務の効率化とかを目的としまして福岡県と市町村で設置している協議会ということになります。構成団体としましては、福岡県、それと県内の市町村、53市町村が加盟をしておるところです。この共同センター利用負担金というものの、共同センターの主なものとしましてはLGWAN、総合行政ネットワークというものがございますけれども、この辺を利用するための負担金というものになっております。

その下の、福岡県自治体セキュリティクラウド利用負担金です。これにつきましては、また別

の構成団体になりますが、福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会というものがございまして、 そちらのほうに出している交付金というものになります。セキュリティということですので、イ ンターネットとか先ほど申し上げたLGWAN、こういったところの関係のところのセキュリティを利用するための負担金というものになっております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

川上議員。

〇議員 11番 川上 誠一君

それでは最後にですね、その下の交付金、マイナンバー情報連携事務委任交付金についての説明をお願いします。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 池上 亮吉君

マイナンバー情報連携事務委任交付金についてお答えいたします。交付先が地方公共団体情報システム機構、通称でJ-LISと呼ばれているところのものになります。このJ-LISが行っている事業としましては、マイナンバーカードに関することとか公的個人認証とか、先ほど御説明しましたLGWANとかいったところを運営している団体になりますけれども、この交付金はマイナンバー情報に関する連携事務ということなので、自治体の中間サーバーとかそういったところの運営に対する交付金ということで支出をしております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかに。内海議員。

〇議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。一般会計予算についての質疑をいたします。ページ数が57ページ、財政管理費の委託料、57ページの委託料の一番下ですね。城ヶ浦旧農業用ため池堤体調査業務委託、これの場所と内容についてお尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

財政課長。

〇財政課長 佐竹 功君

お答えします。まず場所はですね、城ヶ浦というところにはなるんですが、大君の奥の山の中のほうになります。内容につきましては、もともと、このため池は農業用ではあったんですが、現在はもう農業用の利用はなくて、旧農業用ため池という位置づけになっております。そして、

ほかに利用する目的もございません。このまま放置してしまいましたらば、荒廃して豪雨時とかに決壊等のリスクがあってはいけませんので、危険かどうかの状況をまず状況調査を把握したいということで、堤体の形状や状態を把握する調査を実施し、危険かどうかを判断したいということで計上しております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

内海議員。

〇議員 1番 内海 猛年君

もし、調査結果によって危険だと、要するに、これが堤体からオーバーフローして水が流れ出れば、近隣の住宅がございますのでね、そちらへ流れ込むというおそれがあるということで、もし調査結果によっては、堤体の改修工事を行う予定ですか。

〇議長 横尾 武志君

財政課長。

〇財政課長 佐竹 功君

調査の結果、堤体が危険な状態であると判断されましたらば、ため池の廃止ということですので、堤体を撤去してしまうということも含めて、調査結果に基づいて安全な対策を取っていこうというふうに考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

内海議員。

〇議員 1番 内海 猛年君

今お答えいただいた堤体の撤去ということですけど、当然もう農業用ため池としての利用がないわけです。それで、あそこは山の奥でですね、もしかしたら山菜取りとかいろんな方が入山される方もおられると思いますし、農業用として利用されなければですね、堤体そのものを撤去して埋め戻しといいますか、もう水がたまらないような形を取るべきではないかと思ってますけど、その辺は将来的にどうお考えでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

財政課長。

〇財政課長 佐竹 功君

この調査を踏まえて、仮に改修とか工事が必要になればですね、4年度に実施設計を行う予定ですので、万全を期すためにですね、今、議員が言われたような埋め戻し等も含めてですね、どこまで何をやるかも含めて今後の検討になろうかと思います。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

〇議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。5点ほど質問したいと思います。

それから、79ページを御覧ください。79ページの18節負担金ですね。ここの下から5行目に、遠賀保護司会補助金が1万5,000円計上されています。それで、以前もこの件について私は質問したことがありますが、今、更生保護のための住民募金のお願いを町長より各区長に対してお願いをされていますが、毎年ですね。それで、今年はまだ分からないでしょうけれど、昨年度の分、それから一昨年度分の金額、大体30万、40万ぐらいかなと思ってますけど、その金額の昨年度が分かれば教えていただきたいと思います。

それから105ページの12委託料、業務委託料、松くい虫防除委託(地上散布)、毎年この程度の金額が計上されて、毎年のように散布されておりますが、しかし松は、例えば魚見公園にしても、もうほとんど魚見公園はありませんが、洞山もそうですね。まだ少しは残ってます。鶴松墓地、それから山鹿貝塚もあまりありません。第1、第2、第3緑ヶ丘の地域にも松枯れであまりありませんが、その辺で、この松くい虫防除をしてどれぐらいの効果があっているのか。その辺の検討をどうされているのかお聞きしたいと思います。また、松がですね、対象になっている松が現在どれぐらい残っているのか、分かればお願いします。

133ページ、18節、今、小中学校通学費補助金が47万円計上され、高校生が1,130万円。今、47万円のうちの対象の小学校の生徒数は、これは栗屋・大城区の生徒だけだろうと思いますが、それ以外に、また障害を持っている子がバスを利用するとかですね、そういうのがありましたら、昨年度の分でもいいです。この近年のものでいいです。対象の生徒・児童の人数はどれぐらいいるのか。中学生は、2~3年前は1人とか何かと聞いていましたけど、そこをお尋ねしたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

〇住民課長 溝上 竜平君

それではですね、1番最初の質問、社会保障・税番号制度補助金2,125万2,000円の関係の御説明をしたいと思います。妹川議員の御質問については、補助金に対してどういう支出をするのかというような質問だったと思いますので、そういった関連でお答えをしたいと思います。まず、この補助金については説明書きで3項目に分かれておりますので、項目ごとに説明いたします。

まず、個人番号カード交付事務費補助金951万4,000円、これの使途につきましては歳 出の71ページ、2款3項1目報酬の会計年度任用職員の給料、時間外手当に支出しております。 次のページの期末手当と共済費につきましても、これで支出しております。

続きまして、その下の需用費、印刷製本費があるんですけど、来年度、町内配布用のマイナンバーカードのパンフレットというのを作成いたしますので、その費用として15万6,000円計上をさせていただいております。続いて役務費、その下のですね、通信運搬費としてマイナンバーカードの郵送料というのも、この補助に含まれております。その一番下のですね、13款使用料及び賃借料の住基ネット総合端末の借上料、次ページのマイナンバーカード申請補助端末の借上料、これらがこの補助金に当たります。

続いてですね、個人番号カード交付事業費補助金、これにつきましてはカードを作成しております地方公共団体情報システム機構に交付する交付金という形になっておりますので、これと同額が73ページの18節に交付金を上げているんですけど、個人番号カード関連の交付金993万2,000円というような形で同額を上げさせていただいております。

最後にですね、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、これに関する支出 というのがですね、72ページの12節委託料の中に業務委託料、戸籍情報システム改修業務委 託というのがあるんですけど、これの財源として計上をさせていただいております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

一般会計予算書79ページの遠賀保護司会補助金に関連して、遠賀保護司会の活動助成を目的とする芦屋町民が行った昨年度の寄附額はお幾らかということなんですけども、申し訳ありませんけども、ただいま正確な金額を持ち合わせておりませんので、改めて御報告させていただきたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

産業観光課長。

〇産業観光課長 浮田 光二君

松くい虫防除の件について御説明いたします。確かに松くい虫の防除、薬剤散布はですね、毎年実施しております。松くい虫は被害が出だすとですね、すぐ広がるということがありますので、今後もこれは続けていく必要があると思っています。実際にですね、松枯れ等による伐倒、毎年のように行っているんですけども、現在は増えていない状況ではあります。

またですね、現在、松の総本数というのはちょっと把握、今数字として持っておりませんが、 今後ですね、この松の保護という観点から平成24年以降にですね、植樹をしてきた松があるん ですけども、こちらについて来年度ですね、管理委託ということで今の状況とかですね、必要に 応じた間伐とかそういったものをしながら、今後、松のですね、保護、こちらのほうを当たって いきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

学校教育課長。

〇学校教育課長 新開 晴浩君

133ページ、10款1項2目事務局費の18節負担金、補助及び交付金の説明欄、下から2番目、小中学校通学費補助金47万円の分について御説明いたします。まず、この予算につきましては対前年度比で7万円の増となっておりまして、積算根拠としましては小学生が20名、中学生が4名。中学生4名につきましては町内が1名、町外が3名で計上しております。それに幾分かの余分を見込んでおります。そして、現在のこの利用者についてですが、まず小学生につきましては全員が東小学校の児童、大城・栗屋の児童となっております。そして中学生につきましては、町内、芦屋中学校の生徒が1名利用しております。そして、町外の私立中学校の生徒が2名利用しております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 8番 妹川 征男君

先ほどの社会保障・税番号制度のことについてですが、詳しく説明していただきました。私が聞きたかったのは、この2,100万のほかにですね、歳出したときの一般財源額はどれぐらいになっているかなということをお聞きしたわけです。そこをお願いしたいと思います。

それから、79ページの遠賀保護司会補助金のことですけれど、これは以前も質問したときは30万前後だったと思うんですね。それで単純計算してですね、今、芦屋町の世帯数が大体6,500世帯ということで、まあ6,000としてですね、それの50数%ですから3,000世

帯として、1軒当たり100円ですから30万ぐらいになるわけですね。あらでですね。だから、この保護司会というのは犯罪や非行をなくすためのとか、そういう子供たち、親子を保護して更生させていく非常に大事な会だと思うんですね。そういう中にあって、遠賀保護司会の中ではこれを各自治体から補助金をいただこうと、今、福岡県全体では半数ぐらいが各自治体が補助しておりまして、あとの残りについては芦屋みたいにですね、募金でもって集めているということと聞いています。それで、その辺については保護司会事務局のほうでですね、やはりそういう町民から100円の募金をいただくのではなくて、しかもこれ50数%しかいないんですから、40数%の人は100円補助をしていないわけですから、補助金を出している区民からですね、区に入っていない世帯に対して、ちょっとおかしいのではないかという声もやっぱりあると思うんです。区に入ることによってそういう募金活動が幾つもありますから。そういう意味で事務局のほうでですね、これは直接自治体のほうから1万5、000円プラスの30万として、30万近く計上すべきだというようなお話はないのかというようなことを聞きたいと思います。

一応、この2点を。

〇議長 横尾 武志君

住民課長。

〇住民課長 溝上 竜平君

個人番号カード交付事務補助金関係、全てのここに書いてある補助金なんですけど、補助率は 100%になっております。なので、マイナンバー関係に係る事業というのはこの補助金全てで 賄われておりますので、一般財源の持ち出しはございません。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

遠賀保護司会に対する補助金でございますが、これは遠賀保護司会というのは1市4町、遠賀郡と中間市で構成しているんですけども、そこに対しては町の補助金を含めて、そして今後この町民に対するいわゆる寄附について、いわゆる行政からの補助金に変更しようというようなお話は、現在のところは出ておりません。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 8番 妹川 征男君

105ページの松くい虫の件ですけれど、松を植えて、以前はあそこの浜口のところにですね、

植えましたけれど、それが全滅してまた新たにですね、松を植えられています。これは一応成長していますね。それで、この松くい虫でやられたところを伐倒したり除去したりしたところについては、松だけを植えるんではなくて常緑樹ですね、常緑樹、そういうものを植えようというような計画というか、そういうような話はないのかなと。また、そういう予算がこれの中に入っているのかなということで質問いたします。

〇議長 横尾 武志君

産業観光課長。

〇産業観光課長 浮田 光二君

今、松に代わってですね、ほかの木を、というようなお話だと思いますけれども、今回上げた 予算の中にはそういったものは含まれておりません。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打切ります。 次に日程第23、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打切ります。 次に日程第24、議案第20号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打切ります。 次に日程第25、議案第21号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打切ります。 次に日程第26、議案第22号についての質疑を許します。辻本議員。

〇議員 9番 辻本 一夫君

〇議長 横尾 武志君
〇産業観光課長 浮田 光二君
○議長 横尾 武志君
〇議員 9番 辻本 一夫君
〇議長 横尾 武志君
〇産業観光課長 浮田 光二君

○議長 横尾 武志君				
○議長 横尾 武志君──ほかにございませんか。	 O議長	横尾	一 武志君	
ほかにございませんか。	 O議員	9番	- 辻本 一夫君	
ほかにございませんか。				
	 O議長	横尾	一 武志君	
	ほか	かにごさ	ざいませんか。	

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打切ります。 次に日程第27、議案第23号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打切ります。 次に日程第28、議案第24号についての質疑を許します。萩原議員。

〇議員 4番 萩原 洋子君

令和3年度遠賀郡芦屋町モーターボート競走事業会計予算について質疑いたします。19ページをお開きください。収入、2項1目使用料、2節多目的ホール使用料30万円と、23ページ、29節委託料に夢リアホール運営業務委託と書いてありますが、その内容についてお尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 木本 拓也君

施設使用料の予算につきましては、平成31年度の実績を参考に積算をしております。運営業務委託の内容でございますが、貸館業務や貸館当日の立会い業務、イベントの企画・運営及び音響・照明・舞台進行に係る技術者の派遣などを考えております。夢リアホールの運営業務を委託することで、音楽、映画上映、演劇や演芸などのイベント会場として夢リアホールを利用・活用することにより、夢リアホールが地域に開かれた施設として多くの方に利用していただける環境となると考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

萩原議員。

〇議員 4番 萩原 洋子君

19ページの1項1目開催収入、1節の遊具施設入場料の内容と、その積算根拠を教えてください。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 木本 拓也君

遊具施設の入場料でございますが、積算の方法は、まず施設の入場料、入場者数及び営業日数により積算をしております。具体的には、入場料は300円。この料金は業界において定めている金額でございます。入場者数は1日平均で500人。既に開設されている競走場での実績を踏まえて積算しております。営業日数は210日。本年7月にオープンする予定で、来年3月までの営業日数で積算をしております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

萩原議員。

〇議員 4番 萩原 洋子君

今、御説明ありました遊具施設入場料についてなんですが、町内、町外者に対する入場料は同額なんでしょうか。町民に特に特典とか、何かメリットみたいなものはあるのでしょうか。お尋ねします。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 木本 拓也君

今回、遊具施設ですが、ボートレース振興会の支援を受け、業界として整備を進めているもので、モーヴィというブランドで展開をしているものでございます。現在、全国3か所、ボートレース戸田、ボートレース浜名湖、それとボートレース下関の3か所にございます。先ほども少し触れましたが、遊具施設の入場料は業界において定めており、どの競走場の施設とも300円です。お子様連れで利用していただくため、大人も子供も入場料は同額となっています。それに伴いまして議員の御質問でございますが、町内、町外の料金の設定ということは想定しておりません。ただし、芦屋での運営に際しましては、町内向けに優待券の配布などを予定しているところでございます。以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

〇議員 11番 川上 誠一君

15ページ、令和2年度芦屋町モーターボート競走事業予定貸借対照表について伺います。流動資産の現金預金が222億8,000万、それに(3)投資のイの競艇事業振興基金が約11億あります。合計すると234億円となります。負債の分についてが22億ぐらいありますので、これを差し引いてもですね、200億の上になると思います。それに4ページ、モーターボート競走事業予定キャッシュフロー計算表、これを見ますと当年度純利益が53億7,000万円となっています。これがまた積み上がることになるとですね、約287億の積み上げ金ができるということになります。これはやはり職員の皆さんがですね、努力した結果だと思いますが、このコロナ禍の中でもですね、これだけの利益を上げているということになれば、今後もこういった傾向が続くのではないかというふうに考えます。そういったことになるとですね、この現金預金等がですね、相当の積み上げになっていくというふうに考えます。

私が前回、こういったお金についてどの程度必要なのかという質問をしたときには、確か140億円程度は必要だというような答弁をいただいたと思っています。そういった点では今でもですね、200億を超えているという状況、これについて今後もですね、このまま続けていくのか、それをどのように考えるのか伺います。

〇議長 横尾 武志君

ボートレース事業局次長。

〇ボートレース事業局次長 藤崎 隆好君

お答えいたします。先ほど出ています数字につきましては、現在の好調な売上げを踏まえ、これが来年、引き続き現在と同じような形でいった場合に、こういった収益が上がることが前提となっております。このため来年度こういった形になるということは、現時点で見込みと。予算上

の数字の見込みとしてこういった数字が出ておりますが、この数字をもって将来的にこういった 収益が上がるというところの判断はできないということで、この数字をもって今後の繰出し等ど うしていくかというところは、今の時点では言えないのではないかと考えております。このため 毎年9月決算議会の後の全員協議会において、財政シミュレーションの中で今後の計画について お示ししているところで、今年度決算を踏まえて次回の財政シミュレーションを計画し、その中で今後どのようにしていくかというところは検討していくことになるんだろうと思います。ちな みに、この中の多くの部分は建設改良積立金になっているわけですけれども、現在、収益はこの 建設改良積立金に積立てるという考え方で進めております。

現在、夢リア・プラザの改修工事、艇庫の改修工事、大型事業をこの建設改良積立金を活用した中で整備をやっていきますので、今後についても、収益については、この建設改良積立金残高の状況の推移を見ながら積立てていくことになるんだろうと思います。また、その後につきましては今年度の決算の状況を踏まえまして、今後の財政シミュレーションの中で検討していくことになるというふうに考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

川上議員。

〇議員 11番 川上 誠一君

15年前の競艇事業の状況を考えるとね、やはり、今もう数段違っている状況ですし、やはり 競艇が苦しかった時代のことを考えればね、建設改良積立金を積立てるということも理解はできるんですよ。ただ、やはりもともと自治体の公営競技についてはですね、その利益により住民の福祉の向上を図っていくという、それが第一の目的で公営競技を自治体が行っているというところがあります。そういった点ではですね、今コロナ禍の中でですね、苦しんでいる病院やですね、介護、それから教育、住民の生活、そういったところをですね、やはりちゃんと担保することが自治体としてやっぱり必要ではないかなと思います。そういった点では、昔みたいに財政の半分をね、競艇から繰り入れろとかそういったことは言いませんが、今のこの状況下では、やはりそういったところにも施されるようにすべきではないかなと思いますが、その点について誰か責任のある方が答弁できればお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

モーターボート競走事業管理者。

〇モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

今の御質問に対してお答えしたいと思います。確かに議員が言われましたように競艇事業、これは業界が一丸となってやっている施策が功を奏して、こういう好調な状況になっております。

しかしながらこの収益については以前、好調な時代、先ほど議員が言われたように予算の半分は 競艇場が繰り出し、実際に事業局自体が手元に持っていない状態があったというのがあります。 そのことを踏まえて業界では企業会計の導入というのをして、そして、この事業を継続的に持続 できるように内部留保を持って、どんな事態が起こっても事業が続けられる。そのことによって、 町に対する財政の寄与ができる環境を整えるということが基本になっていると。そのために毎年、 本町の行政のほうの財政当局と協議をしながら、まちづくりにどれだけ必要なのか、そういった ところは十分に繰り出せる環境をつくっておくということで事業を進めております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

川上議員。

〇議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、担当の委員会で、この点についても十分な御審議をお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打切ります。 次に日程第29、議案第25号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打切ります。 次に日程第30、承認第1号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打切ります。 次に日程第31、承認第2号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打切ります。 以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第1号から日程第31、承認第2号までの各議案については、 別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〇議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。 午前11時30分散会